

先渡給付申請について

	【第10期先渡給付】	【第11期先渡給付】
先渡給付要件 ※(1)~(3)の 全てを満たす 方が対象です。	<p>(1)8月1日から8月24日までの全期間、県の全ての要請に協力いただくこと</p> <p>※8月20日~24日は、引き続き【第10期】の要請に応じるか、【第11期】の要請への対応を8月23日までに開始する必要があります。</p> <p>※「まん延防止等重点措置期間の要請」に8月2日から応じられなかった場合は、8月1日以降、引き続き「福岡コロナ警報期間の要請」に応じ、8月5日までに「まん延防止等重点措置期間の要請」に応じた方が対象になります。</p>	<p>(1)8月20日から9月12日までの全期間、県の全ての要請に協力いただくこと</p> <p>※【第11期】の要請に8月20日から応じられなかった場合は、8月20日以降、引き続き第10期の要請に応じ、8月23日までに第11期要請に応じた方が対象になります。</p>
先渡給付額	<p>(2)令和3年1月16日以降実施分の協力金（第1期以降）について受給実績があること</p> <p>(3)要請期間後の申請を売上高方式で申請する事業者であること（大企業は「売上高方式」を選択できないため、先渡給付の対象外）</p> <p>※ 給付要件を満たしたこと（全期間、県の全ての要請にご協力いただいたこと等）を確認するため、要請期間終了後に必ず本申請を行ってください。</p> <p>※後日、給付要件を満たしていなかったことが判明した場合、先渡給付額は返還していただきます。</p>	
	<p>①北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域： 80万円（4万円/日×20日分）</p> <p>②その他市町村： 50万円（2万5,000円/日×20日分）</p>	<p>県内全域：64万円 （4万円/日×16日分）</p>
	※ 売上高に応じて算出した総給付額と先渡給付額との差額については、本申請の審査後、追加給付します。	
申請書類	先渡給付申請書（※添付資料は不要）	
申請方法	電子申請、郵送申請	
申請受付期間	8月1日（日）～8月20日（金）	8月20日（金）～9月4日（土）

協力金に関するお問い合わせ先

申請方法等についてはホームページを御覧いただくか、コールセンターにお問合せください。

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918（平日、土、日、祝日 9時～17時）

福岡県感染拡大防止協力金



福岡県新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカーについて

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「感染防止宣言ステッカー」を掲示して安心して利用できる店舗であることをお知らせしましょう。

<福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口>TEL:092-643-3599(9:00～18:00 平日)

